

出期に際して街路の裝飾並に廣告宣傳等の共同施設を行ふ事を主とし、營業上共同の利益を圖ることを目的とする小賣商の團體である。

而して此の團結が生成した原因は、要するに大資本に依る百貨店の出現が、一般小賣商店の經營維持を非常に困難ならしめ、剩へ經濟不況の激化は益々此の傾向に拍車を加へた爲め、一般小賣商は茲に自衛上隣保共助の精神の下に、自己の合理的繁榮の基礎を商店會に求めんとする傾向が此の組織の結成を齎した次第である。

東京府商店會聯盟は此の團結を適當に善導して業者の自力更正に資益せんが爲め、昭和六年五月從來本府内各處に存在する各商店會を叫合し、其の協力に依つて諸般の改善を企圖すべく「東京府商店會聯盟」の組織が提唱され、遂に昭和六年六月八日府立商工獎勵館に於て、該聯盟の創立總會を開くに至つた。當時此の總會に參集した商店會は二百五十を算し規約、宣言及び中元賣出しに關する諸件を議決すると共に聯盟の理事機關を決定した。之が商店會聯盟設立の端緒である。

而して其の後聯盟は創立一個年後に機關紙として「東京府商店會聯盟時報」を刊行すること爲り、商店會相互の統制連絡を愈々緊密ならしめ、又本年三月十日委員會を設置して小賣改善に關する諸問題の緊急對策に備へる等益々其の機能を整備しつつある。

目下此の聯盟に加入せる商店會の数は、四百二十余に達し發展の一途を辿つてゐる。
尙東京府商店會聯盟規約及び宣言は次の通りである。

東京府商店會聯盟規約

- 第一條 東京府商店會聯盟（以下單に聯盟と稱す）は商店會を組織し其の地區を東京府一圓とす
- 第二條 聯盟事務所は之を東京市麹町區丸の内東京府商工課内に置く
- 第三條 聯盟は各商店會の連絡統制を圖り其の協力に依り斯業の改善發展を圖るを以て目的とす

- 第四條 聯盟の事業概目左の如し
 - 一、共同賣出、共同宣傳等の共同施設
 - 一、講演會、講習會、研究會、競技會等小賣改善に關する施設
- 一、其の他聯盟の目的を達成するに必要な事項
- 第五條 聯盟に左の役員を置く
 - 理事 長 一 名

- 副理事長 三名
- 常任理事 六名
- 理事 若干名
- 書記 若干名

支部幹事 若干名

支部長、支部幹事は各支部に於て之を選舉し其の任期を二年とす

第五條但書は本條役員に之を準用す

第十條 支部に於て規約其の他重要事項を決定したるときは直に聯盟に報告すべし

第十一條 聯盟は毎年一回（五月）定時總會を開く但し必要ある場合は理事會の決議を経て臨時總會を開くことを得

第十二條 理事會は理事長必要と認めたる時又は理事四分の一以上より申出ありたる時之を開く

第十三條 聯盟費は一商店會年額金貳圓とす但し臨時施設に付支出を必要とする場合は總會又は支部會の決議を経て之を徵收することを得

第十四條 聯盟に加入せむとする商店は其の會員の營業品目氏名を記載し代表者を定め支部長を經由し事務所に出づべし

第十五條 聯盟を脱退せむとするものは其の事由を具申し支部長を経て事務所に出づべし此の場合に於ては聯盟財産の分配を請求することを不得

第十六條 聯盟の規約に違背し又は其の事業を妨害し或は聯盟の信用を失墜せしむるが如き行爲ある商店會は總會の決議に依り之を除名することを不得

理事長は聯盟を代表しその事務を統轄す
副理事長は理事長を補佐し理事事故あるときこれを代理す
其の順位は抽籤により之を定む
理事は聯盟の事務を掌理す
書記は理事長の命を受け庶務に従事す
理事長、副理事長及び常任理事は理事會に於て之を選舉し其の任期は二年とす
但し補缺に依り就任したる者の任期は前任者の殘任期間とす
理事は支部長を以て之に充て支部長事故あるときは副支部長之を代理す但し支部多數の郡區に於ては理事一名を互選するものとす
書記は理事長之を任免す

第六條 聯盟に顧問、相談役を置くことを得

顧問、相談役は理事會の決議を経て之を囑託す

第七條 各區市郡に支部を置く

第八條 支部の名稱は東京府商店會聯盟何區市郡町支部と稱す

第九條 支部に左の役員を置く

- 支部長 一名
- 副支部長 二名以内

第十七條 聯盟は總會に於て商店會三分の二以上の同意を得るに非ざれば之を變更することを不得

第十八條 聯盟は總會に於て商店會三分の二以上の同意を得るに非ざれば解散することを不得

聯盟解散を決議したるときは清算人若干名を選挙し清算事務に衝らしむるものとす

附 則

第十九條 創立の際に於ける役員の選任並に聯盟加入の手續に付ては特別の方法に依ることを得

宣 言 (昭和六年六月八日) 創立總會に於て決議

東京府商店會聯盟は自主獨往の精神に依り小賣業の積極的改善發達に邁進し其の信用保持に努め以て業者の使命を全うせむことを期す

各種の實業團體 即ち以上の外本市には各種聯合會、輸出品工業組合、輸出組合等が多く存在し各産業の開發、輸出の増進等に不斷の努力を盡してゐる。今其の主要なもの數を挙げれば(昭和七年一月現在)各種聯合會並に實業團體數は八十八であり、之が詳細は別に發刊する「東京市産業關係團體覽」を参照せられ度い。

第四節 重要物産同業組合・産業組合

重要物産同業組合 同業組合は商工會議所と同様産業助長の機關であるが、其の範圍は商工會議所の一般的機關と異なり、農工商等の同業者又は之れと密接の關係を有する營業を爲す者のみを以つて組織せられ、組合員協同して之が營業上の弊害を矯正し、其の利益を増進するを以て目的とするものである。現在の重要物産同業組合は明治三十三年三月法律第三十五號を以つて公布された重要物産同業組合法に基き組織されたもので其の後大正五年に一部の改正を見た。此の外明治十七年十一月農商務省達第三十七號同業組合準則に依つて設立された所謂準則組合がある。前者は組合法第一條に基き重要物産の生産、製造又は販賣に關する營業を爲す者を以て組織せられ、隨て組合に加入し得る者は重要物産に關する營業者でなければならぬ。後者は單に農工商の業に従事する者の組合で重要物産と言ふ如き制限はなく、加入及び脱退は自由であつて、又同業組合なる名稱を用ひない。

重要物産同業組合法は其の發布以來茲に三十年の歲月を閲し、國運の隆盛と産業の進歩に伴ひ農工商等の全國の該組合數は昭和五年末に於て一千五百八十有餘を數ふるに至つたが、尙能く其の機能を發揮し、組合設立の實を擧ぐるには今後

の改善發達に俟つものが多い。

本市に於ける重要物産同業組合數は昭和七年一月現在では九十一、同準則組合數は二百四十三、同業組合員總數七萬餘人に達する。

之を新舊兩市域に分けて見れば、新市域は僅かに四組合の少數に過ぎず、大部分は舊市域が占めてゐる。準則組合は二百四十三中、舊市域二百一十一、新市域は三十二で之れ亦舊市域が大部分を占めて居る。

重要物産同業組合並準則組合數

(昭和七年一月現在)

業 種 別	同業組合	準則組合	業 種 別	同業組合	準則組合
穀類、粉類、盆栽類	二	七	時計、貴金屬類	三	三
鮮果、花卉類	一	八	醫療、理化學機械類	九	一
食料、魚肉類	一	六	紙、文具、玩具、運動類	九	一
鳥獸類	一	一	被服、染料、顏料、塗料類	五	一
菓子、牛乳類	二	一	器具類	二	一
酒、味噌、醤油、其他類	五	九	藥品、染料、顏料、塗料類	二	一
調味料類	四	六	印刷、雜誌類	一	一
建築、建築材料類	四	二	運輸、運送業類	一	一
建築、建築材料類	七	二	旅館、料理、飲食業類	一	一
建築、荒物、雜貨類	三	二	雜貨、立周旋業類	一	一
硝子、陶磁器類	三	二	計	一六五	二二七
地金、金物機械器具類	六	二			

産業組合 は同業組合と其の性質を異にし、同業者のみの事業上の弊害矯正、利益増進を目的とするものでなく、中小農工商業者や其の他一般庶民階級を組合員とし産業又は經濟上の發達を企圖する目的を以つて組織された組合で、産業乃至經濟上の自治、相互扶助の精神に基くものである。我國の産業組合は重要物産同業組合法と同様、明治三十三年三月に法律第三十四號を以つて公布された産業組合法に基

くものであり、組織目的を異にするに従ひ信用組合、販賣組合、購賣組合及び利用組合の四種に分れ、更に一組合にして以上の二種以上を併せ行ふ組合とがある。

信用組合は組合員に資金を貸付け且貯金を預ることを目的とするものであるが、市又は指定の市街地が其の組合の區域に屬する信用組合は組合員に對し手形の割引を爲し、又組合の區域内に居住する組合員以外の一般人の貯金を取扱ふことが出来る。之れ所謂市街地信用組合であつて、二種以上の兼營を行ふことを得ない。

販賣組合は組合員の生産物に加工し、又は加工せずして販賣することを目的とし、購賣組合は組合員の事業上乃至經濟上の必要品を購入して、之に加工し若くは加工せずして販賣し、或は必要品を生産して組合員に賣却するもので、勞働者、供給生活者等の消費者を主とし、日用品の配給を其の主要事業とするものは所謂消費組合である。

又利用組合は組合員をして産業上又は經濟上必要な各種の設備を利用せしむることを目的とするもので、機械、器具、動力、工場等の生産設備から住宅、浴場等の消費設備をも包含するものである。

産業組合は其の制度確立されて以來歳を経ること三十年、此の間日露、歐洲の大戦を経て、本邦經濟界の驚異的發展は資本の支配的勢力をして益々強大ならしめた。斯くて中産以下の庶民の經濟的地位が刻々不安に脅かされつつある現下の情勢に鑑み、庶民經濟の施設經營は最も緊要とするものであるが、産業組合の設立は年を遡るに増加し、明治三十三年末に於ける全國の組合数は僅に二十一組合であつたものが今や一萬四千有餘を算するに至つた。

大東京に於ける産業組合は昭和五年度末の組合数によれば百九十三組合中、舊市域一〇一、新市域九十一である。其の組合員は九萬六千六百五十六を算し、出資總額二千三百三十六萬一千二百五十五圓、拂込額一千三百五十五萬五千二百四十一圓に上つて居る。

今舊市域及び新市域に於ける組合數を示せば概要次表の如くである。

産業組合數

(昭和五年)

區名	組合數	區名	組合數	區名	組合數
麴町區	一	大森區	七	王子區	二
神田區	六	蒲田區	九	板橋區	四
日本橋區	七	世田谷區	五	足立區	一
芝區	二	澁谷區	七	島立區	五
赤坂區	一	中野區	五	葛飾區	七
四谷區	三	杉並區	六	江戶區	七
牛込區	三	豊島區	六	新市域計	九一
小石川區	四	荒瀨川區	二	舊市域計	一〇二
		總計	二二六		

更に之を組織別にすれば次表に示す如くである。

産業組合種別調

(昭和五年)

種別	信用	販賣	購賣	利用	販購	販利	購利	販購利	信販	信購	信利	信販購	信販利	信購利	購信	計
新市域	四三	一	一二	二	一	一	七	一	一	九	六	一	一	一八	一	一〇一
舊市域	三五	一	一三	一	三	一	一	三	一	六	四	一	一	九	四	九一
計	七八	二	二五	三	四	二	八	三	二	一五	一〇	二	二	二七	五	一九二

備考 信用は信用組合、販利は販賣利用組合以下之に準ず。

産業組合の經營狀況 (一)

(昭和五年末)

種別	調査組合數	組合員數	出資總額	拂込濟額	準備金其他 積立金	借入金
新市	九三	六四、四八九	一四、六二九、八九七	八、三六九、四一一	一、五四一、〇一八	三、五〇六、九四〇
舊市	七六	三二、一六七	六、七三一、三五八	五、一三五、八三〇	一、六〇五、〇三三	四、八六七、八九五
計	一六九	九六、六五六	二一、三六一、二五五	一三、五〇五、二四一	三、一四六、〇五一	三、六三七、八三五

同 (11)

種別	貸付金	貯金	販賣高	賣却高	利用料	利益金	損出金	剩餘金
新市	三、一〇〇、三三七	七、一九八、三三〇	一七、三七八	二、八一一、〇八一	二、九〇九、〇九	四、〇六八、四六八	三、七〇〇、二六	二、七三三
舊市	二、六八七、三三七	一、六八九、六二五	一四、〇八一	八、九七一、一九一	四、〇四六、六	二、二七三、三三八	一、七三三、九三三	五、三九四、〇〇九
計	五、七八七、七〇四	九、四八七、九五五	三一、三八九	一、七〇二、二〇二	六、九五五、一〇五	六、三三八、八〇六	五、四三四、一九九	八、一三三、〇一八

第五節 東京市水産會・市農會

東京市水産會 は水産會法に基き、大正十四年五月設立されたもので、言ふ迄もなく本市水産業の改良發達を目的とするものである。

昨秋東京市地域擴張に依り東京市水産會は隣接舊荏原郡水産會及び舊南葛飾郡水産會を合併し、其の結果三千八百余名の會員は一躍八千三百余名となり、其の生産額も巨額の増加を示し本市産業に重要な地位を占むるに至つた。隨て東京市水産會も其の事業遂行の圓滑を期する爲め、荏原、南葛飾方面に二箇所の支部を設置して技術員を置き水産に關する一般の相談に應ずるの外、種々なる調査研究を爲し斯道の發達に資してゐる。今合併後に於ける主なる事業を列記すれば、

全國淺草海苔品評會、同即賣會、魚食普及及び宣傳、海苔乾燥の諸試験等にして、既往に於ける主なる事業としては、諸水産試験並に調査、講習會講話會、水産物即賣會、魚食宣傳、講演會、品評會、紛争調停其の他である。

尙本市に於ては水産會設立以來年々補助金を交付して其の發達の爲め鋭意助長に資してゐる。因に東京市水産會の(一)事務所は東京市産業部勸業課内に、(二)支部は東京市大森區大森區役所内、(三)創立年月大正十四年五月であり、(四)會長は男爵村上隆吉、(五)會員數は現在生産業者六、五九二人である。

東京市農會 は昭和七年十月一日東京市域擴張の際、舊荏原、豊多摩、北豊島、葛飾、南足立の五郡農會並に五十四町村農會を解體して新に創立されたもので、本市内には尙農耕地が新市域二十區に一萬七千七百餘町歩の耕地と約一萬八千余戸の農家と十有余萬人の農業者が居る。

東京市農會は本部を市役所内に置き出張所を大森、駒澤、杉並、練馬(大泉に派出所を置く)、足立、葛飾、江戸川の七箇所に設置し大正七年十月一日より事務を開始した。農會法に依る農會員は現在約三萬八千人である。

市農會の事業としては、農會法に據り(一)農業の指導獎勵に關する施設、(二)農業に従事する者の福利増進に關する施設、(三)農業に關する研究及び調査、(四)農業に關する紛議の調停又は仲裁、(五)其他他農業の改良發達を圖るに必要な事業を行ふ事に定められ、營利を目的とする事業は是を禁ぜられて居る。東京市の農業は他の都市に比較し其の經營集約度最も高く且つ經營の形態亦頗る多岐であること全國に其の比なく、都市農業の改良發達は實に産業上の見地のみでなく、市民の保健衛生上からも向後充分の關心を拂つて行かねばならぬ仕事である。市農會の事業施設も目下秩序正しく普遍的に進行しつつある。

今昭和八年度新規事業としては(一)市民農園の開設、(二)新嘗祭献穀、(三)農家中堅青年の教養、(四)生産品の販賣統制等である。舊來の事業擴充としては(一)品評會、共進會の増設擴大、(二)都市的殘滓物又は農地の利用の各改良並に實施試験の擴張(三)各種農業團體に對する補助、(四)販賣統制方法の指導改善等であり、目下三十有余名の技術者各農耕地を巡回して適切な指導と斡旋に怠るなきを庶幾してゐる。

第六節 商業組合

商業組合法に依る商業組合は、中小商業者の自力更生を合法的に助成せんが爲め昭和七年十月一日より施行された新法である。

即ち中小商業者の窮迫は一般財界不況の影響に因るは勿論であるが、中小商業者自體の經營上にも幾多の缺點があり、又同業者過多の爲め統制なく無謀の競争を爲して業務の安定を失ひ、常に金融困難に直面してゐる。政府は從來之に對し低利資金の融通其の他を其の對策としたが、今回は之を一層合理化し徹底せしむる爲め新に中小商業者に適切な組合制度を立て、各種の經濟的共同施設を可能ならしめ、其の組合の鞏固なる統制の下に相互の規律協調を維持せしめ、斯くて之を金融疏通の機關たらしめんとするのである。此の政策は經濟不況激化の中に喘ぐ本市中小商業者の歡迎する所となり、施行以來未だ半歳を出ざるに組合設立の申請相次ぐ状態である。

商業組合法施行以來本市内に於て最初に、即ち昭和七年十二月二十八日付を以て認可されたる商業組合に深川區冬木町二七に本據を有する木場運送商業組合がある。而して目下設立認可申請中の組合は五十六組合に及んでゐる。

今一般商業者諸君の参考に供する爲め、商業組合創立に關し必要な手引事項の概略を示すと次の如くである。

- 一、商業組合は商業の組合であつて、商業の改良發達を圖る爲め共同の施設を爲す事を目的とする。
- 二、商業者の種類は一種を原則とするが除外例として二種以上の商業者で設立することも出来る。(地區組合等)
- 三、商業組合は法人である。
- 四、地區は定款に定むるのであるが餘り廣汎に過ぐるは組合の經營上却て不利不便であるから東京市では大體一區以内を標準とする。
- 五、商業組合を作るには地區内の組合員たる資格ある者の過半数の同意が必要故組合の幹部となるべき者が協議の上で幾人か發起人となり左の事項を記載した書面を以て組合員たる資格を有する者に對して設立の同意を求むるのである。(出資の

引受口數も同時に)

- (甲號書式参照)
- イ、地區
- ロ、組合員たる資格
- ハ、出資一口の金額及び其の拂込の方法
- ニ、商業組合法第十九條の組合に在りては保證金額を定むる方法
- (組合員の全員が其の出資額の外一定の金額を限度として責任を負擔する保證組合制度とする場合)
- ホ、經費の一部を組合員に分賦せんとする場合に在りては其の分賦收入方法
- (經費の一部を組合員に分賦する組合とする場合)

(一)、事業計畫概要

- 六、設立の同意は前項の書面に記名捺印を必要とする。
- 七、發起人が第五項に示した書面を作成したなら其旨を直ちに府知事に届出なければならぬ。(乙號書式)
- 八、法定の同意(組合員たるべき者の過半数)が成立したら發起人は創立總會を招集する。創立總會招集は少くとも二週間前に會議の目的たる事項、日時及場所を示して發送するのである。
- 九、創立總會の議決及び役員を選任は設立同意者の三分の二以上の同意を必要とする。(組合員の營業の種類が二以上の場合は各其の三分の二以上の同意を要する)創立總會では設立同意者であれば代理人で議決することも出来る(委任狀を徴すること)
- 十、創立總會では議長を定め左の件を議す。
 - イ、定款
 - ロ、組合の負擔に歸すべき創立費及び其の償却方法
 - ハ、經費の一部を組合員に分賦する組合では其の經費の初年度の收支豫算及び分賦收入方法
 - ニ、組合か借入金爲さむときは初年度の借入額の最高限度
 - 若し組合から組合員に貸付金を爲さむときは其の組合員に對する貸付の最高限度
 - ホ、役員選舉(理事、監事其の他定款で定めた役員)
 - ヘ、役員を受くべき給與額

ト、其他總會に附議するを適當と認めたる事項

- 十一、組合員の議決権は各一個を原則とするが定款に定むれば一人に付議決権總數の十分の三を超へない範圍内で組合員の出資口數に應じ二個以上とする事も出来る。
- 十二、創立總會が終了すれば發起人は直ちに法定の設立同意ありたることを證する書面、定款、創立總會の決議録の謄本及び左の事項を記載したる書面を添付して設立認可申請書を商工大臣宛に作成し(正副二通)之を府知事に提出するのである。(丙號書式)
- イ、事業計畫
- ロ、組合の負擔に歸すべき創立費及び其の償却方法
- ハ、引受ありたる出資の總口數
- ニ、理事及び監事の氏名住所
- ホ、保證責任制度の組合では保證金額の總額
- ヘ、經費の一部を組合員に分賦する組合では其の經費の初年度の收支豫算及び分賦收入方法
- 十三、組合が設立認可の指令を受けたときは遅滞なく各組合員をして出資の第一回拂込を爲さしめねばならぬ。
- 十四、出資の第一回拂込が全部終了すれば其の翌日から起算して二週間以内に登記所に設立の登記を申請せねばならぬ。(登記事項其の他は商業組合法第十六條及び第三十三條乃至第三十六條に定めてある。
- 十五、其の他の關係事項
- イ、定款に規定すべき事項は組合法第十五條に定めてある。

ロ、商業組合は商工大臣と府知事が監督する。
 ハ、商業組合法に依つて適法に認可せられた組合以外勝手に商業組合の名稱を用ひてはならぬ。
 ニ、組合員は出資一口以上を持たなければならぬ
 ホ、商業組合は強制加入の組合ではありません。又組合に加入せんとする者に對しては正當の理由なくして加入に困難なる條件を附し又は加入を拒むことは出来ない。併し詳細の事は監督官廳である東京府商工課と打合せるを便宜と史料する。
 尙設立の計畫は一應前以て設立者の方から直接商工課に相談すれば相互に便利と思ふ。

(甲號書式)

何々商業組合設立に關し同意を求むるの件
 今般私共儀發起となり左記要項に依り何々商業組合設立致度候に付御同意相成度商業組合法施行規則第一條に依り此段同意を求め候也

昭和 年 月 日
 何々商業組合設立發起人
 東京市 區 町 番地
 何 某 殿
 (全部の發起人を連名とすること)
 同 何 某
 同 何 某
 何 某 殿

記

- 一、地區
- 二、組合員たる資格 地區内に於て 業を営む者
- 三、出資一口の金額及び其の拂込の方法
出資一口の金額を圓とし第一回拂込金額は圓とし爾後は剰餘金より拂込に充つるもの、外毎月金圓宛拂込むものとす
- 四、經費の一部を組合員に分賦すべき方法
毎月金 圓を徴收す
- 五、事業計畫概要

(一) 何々
 (二) 何々
 右設立に同意候也
 住所
 年 月 日
 出資引受口數 口 何 某 團

(乙號書式)

商業組合設立發起に關する届
 (正副二通提出のこと)

私共儀商業組合法に依る組合設立に關し豫定地區内に於ける組合員たる資格を有する者に對し別紙寫の通り設立同意を求め候に付商業組合法施行規則第一條第三項に依り此段及御届候也
 昭和 年 月 日

添付書類

- 一、法定の同意ありたることを證する書面 三通
- 二、同上業者數に對する行政廳の證明書 三通
- 三、定款 一通
- 四、創立總會の決議録の謄本 一通
- 五、事業計畫書 一通
- 六、組合の負擔に歸すべき創立費及び其の償却方法書 一通
- 七、引受ありたる出資の總口數調 一通
- 八、理事及び監事の氏名及び住所 一通
- 九、初年度の經費收支豫算及び分賦收入方法書 一通

備考

事業計畫書には主要事業の種類施設及び施行方法の概要並に之に要する費用其の財源及び收支の概算を記載すること。
 設立後直に施行せざる事業に付ては計畫の概要及び實施の豫定年度を附記すること。

東京府知事

附記

- 一、地區内に於て組合員たる資格を有する者の員數
- 二、地區内に於ける當該商業の最近三箇年間に於ける毎年の取扱數量價額並に商況

何々商業組合設立發起人

何某外何名總代

東京市 區 町 番地

何 某 殿

(丙號書式)

商業組合設立認可申請書 (正副二通提出のこと)
 私共儀豫て何々商業組合の設立を發起し昭和 年 月 日 商業組合法施行規則第一條に依り組合員たる資格を有する者に對し設立の同意相求め候處別紙調書の通過半數の同意有之候に付昭和 年 月 日創立總會を終了し法定の手續を了し候條組合設立の儀御認可相成度一件書類添付此段及申請候也
 昭和 年 月 日

何々商業組合設立發起人

何某外何名總代

東京市 區 町 番地

何 某 團

商工大臣

殿

第七節 會 社

現代の經濟社會に於て活潑な活動を企業界に示すものに會社組織がある。本市の會社企業は昭和六年末現在に於ては七千四百九十五社で其の資本金總額七十三億四百五萬圓(拂込又出資額五十三億六千七十九萬五千圓)に達し、一社平均資本金は九十七萬四千五百二十三圓にして、其の諸積立金總額は十三億二千四百四十七萬圓に及んでゐる。

最近一個年の損益に就きては、先づ利益額四億一千四百三十五萬圓に對し、缺損額は三億四千四百六十五萬五千圓で、其の損益差額は六千九百六十九萬五千圓である。即ち昭和六年末に於いて本市の會社(總數)では缺損額よりも利益額が遙に多く、其の差額は約七千萬圓の巨額であり、之を資本金階級別に觀るならば左の如くである。

資本金階級別會社業績

(昭和六年末現在)

階級別	社數	資本金		諸積立金	最近一個年損益		
		總額	出拂額又額		利益	缺損	損益差額
五千圓未滿	二、三六	五、三三九	五、三三九	三三	一、六八一	一、五八三	
一萬圓未滿	九六九	五、七二一	五、七二一	二六	一、八三二	一、七八一	
一萬圓以上	一、五七四	三〇、七六三	二九、九七六	六一〇	六、七五二	五、九一八	
十萬圓未滿	五九七	三三、一五二	三〇、七八六	一、〇二二	九一四	四、八九〇	
十萬圓以上	一〇、六九	一九三、三三九	一五九、七〇五	一四、八七三	七、八〇二	一、五〇六三	
百萬圓未滿	三五五	一九〇、六二〇	一三四、四六〇	一、〇三六	六、五六八	一、一、二六	
百萬圓以上	五二四	九一、四二〇	六五、六八二	二〇、八二五	四、二八四	一、二、七七八	
千圓未滿	九六	五三、六四九	三三、二七三	五六、五三一	二、六四二	二、七六一	
千圓以上	一四一	二、二八九	一、五二四	二、五七四	九、六五八	一、一六、五四二	
總數	七、四九五	七三〇、〇五〇	五、三六〇、七九五	一、三二四、四七〇	四一四、三五〇	三、四四、六五五	

(備考) 株式會社並に相互會社を含む。但し相互會社は總數欄にのみ包含す。
(一)は差損を示す。

右の如く資本金の大小に依つて大體三階級に分けて觀るに、先づ小會社と觀るべき資本金五萬圓未滿のもの社數は四千六百七十九社、中會社たるべき五萬圓以上百萬圓未滿のものは二千七十七社、更に大會社たるべき百萬圓以上のものは七百九十一社となり、斯くて資本金の大なるに従つて、其の社數は急激に減少し、小會社たる五萬圓未滿のものが其の數最も多く、全體の六割を占めてゐる。然し之を資本金(拂込)總額に就て觀れば、正に社數とは反比例して小會社の拂込資本金は最も少く、四千六百六十五萬圓に過ぎないのに反し大會社に於いては、四十九億九千二百八十四萬七千圓の巨額に達してゐる。

次に、會社業績に就て見るに、昭和六年に於ける利益と缺損(繰越又は積立金戻入を含む)との差額に就ては、小會社も中會社も共に缺損を示してゐるが、之に反して大會社は概して利益を擧げてゐる。即ち、小會社の損失總額は九百二十一萬九千圓、中會社の損失總額三千七百七十九千圓であるが、之に反して大會社に於ては九千八百八十三萬五千圓の總利益を擧げてゐる。

此の外に積立金に就て見るも、社數の極めて多い小會社に於ては僅に六十六萬九千圓、中會社は二千六百九十三萬一千圓に過ぎぬが、大會社に於ては總額十二億五千五百十六萬六千圓の多額に達してゐる。結局資本金百萬圓以上の大會社が獨り利益額を擧げてゐるに過ぎずして、其れ以下のものが總て缺損を示してゐる。是に就唯注意すべきは獨り資本金一十萬圓以上五十萬圓未滿のもの而已が、多額の缺損を示してゐると謂ふ事である。是に就きては種々な理由も有ると察せられるが、先づ如何な産業種別のものが缺損を爲してゐるかを觀れば次表に見る如くである。

産業種別會社損益差額調

一九八
(昭和六年度末)

階級別	總數	農業	水産業	鑛業	工業	商業	運輸業
五千圓未滿	一、五七、四五〇						一三、一三三
一萬圓未滿	一、七七、四五〇						一六、三三〇
五萬圓未滿	五、九七、四五〇						一四、四八九
十萬圓未滿	四、八〇、四五〇						一〇、〇八五
五十萬圓未滿	一、〇〇、四五〇						一、二七、七一九
一〇〇萬圓未滿	一、二六、四五〇						四、七一九
五百萬圓未滿	一、二六、四五〇						一、四三、三三六
一〇〇〇萬圓未滿	一、二六、四五〇						一、四三、三三六
五千圓以上	一、二六、四五〇						三、八三、八三三
總數	一、二六、四五〇	三、八二、四五〇	一、一三、七二一	一、三三、四六九	一、六七、七〇七	一、八五、五五三	一、四三、三三六

備考 (一)は差額を示す。

即ち、千圓以上五千圓未滿の會社の損益差額の總數は、一億一千六百五十四萬二千圓の缺損である。之を産業種別に觀るに商業に屬するもの一億二千五百萬圓、鑛業に屬するもの二千五百萬圓余の巨額な缺損額を示してゐる。又五百萬圓以上一千萬圓未滿の階級に就きて見ると、總數に於て二百七十餘萬圓の利益を示してはゐるが、其の中鑛業の六百五十萬圓と運輸業の百四十九萬圓とが缺損を示してゐる。

前表を概観して明らかなき如く、殆んど大部分のものが缺損を示してゐるに拘らず、大會社に屬すべきものの中最高の五千圓以上のものに於てのみ各種の産業に亘つて利益を挙げ、缺損を示してゐるものは無い。勿論大會社と雖ども、常に必ずしも利益を擧げてゐるとは限らず、其の總額に於て例へ利益を擧げてゐても、之を産業種別に見ると時缺損を示してゐるものも相當に有る。但し最高資本を運用する五千萬圓以上の大會社に限つて損失額を示すもの無き事實は、大資本が如何に強力であり、且確實であるかを示すものである。

第八章 東京市の産業施設

第一節 勸業事務

第一項 一般産業の助成

本市の産業部は謂ふ迄もなく一般産業の勸奨助長、産業金融等の固有事務の外、尙國、府縣の多數委任事務を掌理してゐる。

今逐次其の梗概を説明する。

(A) 博覽會、共進會、品評會、見本市等に関する事項。

内外國に於て開設せらるる主要な博覽會、共進會、品評會、見本市等に對しては、極力斡旋の勞を取り、一般商工業者に對して優良生産品の出品を勸誘し之が販路の擴張を圖らしめ、或は補助を給付して之が宣傳を容易ならしむる等、凡ゆる助長方策の策講に鋭意してゐる。

今参考の爲め昭和七年中本市が後援した博覽會、品評會、共進會中主なるものは左表の通りである。

會名	主催	會期	開催地	市補助金
東京商品見本市	東京商工獎勵館立	自三月九日至三月十七日	東京市	一、二〇〇
第四回發明博覽會	帝國發明協會	自五月二十日至五月三十日	同	
名古屋工業博覽會	名古屋勸業協會	自四月三十一日至五月十一日	名古屋市	
岡山觀光博覽會	岡山商工協會	自四月十一日至四月十一日	岡山市	
昭和産業博覽會	平産業獎勵會	自四月十一日至五月十一日	平島町	

第二回象牙展覽會	東京三牙組聯合會	自四月十二日	東京市	賞杯寄贈
産業と観光の大博覽會	金澤市	自四月十二日	金澤市	二、二〇〇
飯塚市制記念産業博覽會	飯塚市	自五月二十日	飯塚市	
東京織物見本市	東京府獎勵館	自五月十二日	東京市	
第三回滿洲見本市	滿洲聯合會	自六月二十四日	同	
佛壇、佛具、美術展覽會	佛壇、佛具商組合	自七月十一日	同	
滿洲國大博覽會	滿洲國大博覽會	自七月十一日	同	
東京商品見本市	東京府獎勵館	自九月九日	同	
東京織物見本市	同	自九月二十二日	同	
第七回商工省輸出品包裝展覽會	商工省	自九月二十三日	大阪	
滿洲國蒐集各國商品展覽會	東京府獎勵館	自十月二十日	東京市	
大東京祝賀會	東京府獎勵館	自十一月四日	同	
東京市農會	東京市農會	自十一月二十日	同	
菊花大會	同	自十一月二十日	同	

尙右の外昭和八年に入り開催される博覽會中本市が後援すべき豫定ものは次の通りある。

會名	主催	會期	開催地
----	----	----	-----

全國淺草海苔品評會	東京府水産會	自二月二十七日	東京市
即賣會	同	自三月十七日	東京市
祖國日向産業博覽會	宮崎商工會議所	自三月十七日	宮崎市
萬國婦人小供博覽會	大日本聯合婦人會	自三月十七日	東京市
觀光産業博覽會	奈良勸業協會	自三月二十日	奈良市
全國國産品共進會	名古屋勸業協會	自三月二十五日	名古屋市
滿洲大博覽會	大連市	自七月二十三日 至八月三十一日	大連市

以上は市主催以外の博覽會、共進會、品評會であるが、別に本市は昭和十五年(皇紀二千六百年)を期して、日本萬國博覽會を東京中心で開設すべく京濱實業諸團體と協議を進め、開設者、援助方法、開設の時期、經營方法等に付具體案を得べく折角努力を拂ひつゝある。

(B) 産業相談に関する事項

又産業部は常に本市商工業者のみに止まらず、地方より来る各種商品に就ての取扱商店、製造所若は其の取引状況、或は特定商工業者の信用状態等に關する各般の質疑問に對しては迅速に之が應答を爲し、或は市町村長等の紹介に依るもの再紹介又は工場、商店等の參觀希望等萬般の商工相談に對しては部の現機能の許す限り之が紹介斡旋の勞を執てゐる。今昭和六年十二月一日より昭和七年十月末日迄に取扱つた是等の件数は、千六百一十一件に達し其の内譯は左の通りである。

「一」商工業に關する紹介 一、〇七三件、内譯、(一)飲食料品類、一三〇件、(二)被服織物類、八〇件、(三)機械器具金物類、一九〇件、(四)家具類、一三件、(五)玩具並文具類、八〇件、(六)貴金屬類、五二件、(七)荒物雜貨類、八五件、(八)小間物洋品雜貨類、六一件、(九)窯業類、三五件、(一〇)其他會社所在地、金融相談、商店經營等、三四七件

〔二〕農・水産業に關する紹介 (一)農産品類、二五件、(二)水産品類、一一件、計三十六件
 〔三〕信用調査 五二件

而して此の件數を往年の夫れと比較するときは、逐年激増の傾向を示し、是等の相談事務が時節柄質的にも亦重要な事が次第に一般に認識されて來た様である。隨て本市は此の趨勢に應ぜんが爲め、相談施設の擴充を計ると共に進むで本市産業界の堅實なる發展に資せんが爲め、新に此の制度を擴充して「産業相談所」を設置する計畫を立て目下其の議を部内に於て進めてゐる。若し其の議が熟するならば、既存の商工相談事務は「産業相談所」なる新班の下に(一)取引紹介に關する事項、(二)商事經營に關する事項、(三)農事經營に關する事項、(四)水産業經營に關する事項、(五)畜産業經營に關する事項、(六)産業金融に關する事項、(七)度量衡器計量に關する事項、(八)産業法規及び手續等に關する事項、(九)其他産業に關する事項等が其の主たるものであり、是等を以て激増する一般の需要に應ずる豫定である。

(C) 市水産會・市農會其他産業公共機關の助成に關する事項

市水産會は水産會法に依り大正十四年五月に設立されたものであるが、現在其の事務所は産業部内に置き、且本市は同會設立以來年々補助金を交附して之が發達を庶幾してゐる。乃ち昭和七年度に本市は一般補助金二千五百圓、市郡水産會合併補助金一千圓、合計三千五百圓を交附した。

東京市農會は昭和七年十月一日の市域擴張に依り創立されたること既述の通りであるが、本市は都市農業改良發達を庶幾する上から、昭和七年度に同會の創立助成費として三千圓、一般補助費として一萬三千圓を交附し、更に昭和八年度に於て三萬二千圓を交附し積極的に事業の進展を圖らしむる豫定である。

右の外産業組合中央會東京支會其他公私諸産業諸團體に對し、補助金の給附、其他の方法に依り特定の事業を行はしめ産業の開發と其の團體の發達と連絡に付て援助しつつあることは周知の如くである。

(D) 東京滿蒙輸出組合

日滿兩國貿易の振興を庶幾する爲め、本市は曩に滿洲國産業視察團を募集し、部員附添の上同國內産業情勢を調査検討せしめ、更に亦東京商品の滿蒙進出を圓滑且容易ならしむ方策として、昭和七年三月創立助成費を給して、新に「東京滿蒙

輸出組合」を組織せしめ同組合は三月二十九日商工大臣の認可を受け完全に設立した。仍て本市は本組合を適當に指導し本市の對滿貿易振興に付ては同組合を中心に諸般の計策を進むべく豫定してゐる。而して同組合は創立早々の事なるも先づ滿蒙方面適當の個所に駐在所の設置、見本市の開設並に参加、滿洲大博覽會に對する出品、懇談會講話會の開催、其他輸出商品の斡旋、商品の保管、其他共同施設、新販路の開拓、組合員の金融等に付逐次事業に著手すべく具體業を練りつつある。

第二項 産業資金の融通

(A) 木造店舗建築等の助成金

大正十三年九月の大震災に因つて焼失した市内の建築物は、其の概數十七萬五千餘棟に達し、之が復興に就ては耐震耐火構造に屬するものは、復興建築助成株式會社に於て之が助成の任に當ることに爲つてゐるが、最も多數を占めてゐた木造店舗並に店舗向住宅に對しては當時之に對する施設及ばず、帝都復興上頗る遺憾に堪えなかつたのである。乍併復興建築助成株式會社の創立完成後木造建築復興助成の議興り、種々當局と其の議を練り、大正十五年四月木造建築資金貸付條例を設定し創立助成費を支出して牛込、四谷、麻布の三區を除く他の十二區に各一個の建築復興信用組合を設立せしめ、本市は其の組合に建築資金を貸付し以て店舗並に店舗向住宅の復興建築を助成することと爲り今日に至つた。「註」各區建築復興信用組合は、昭和五年三月十五日府知事の認可を得て其の名稱を(何)區商工信用組合と改稱した。

然して此の資金に依る建築助成見込棟數は既に復興した五千百二十二棟を除き、現に借入申込を受けてゐるもの四百餘棟であり、今後も尙資金のある限り貸付を爲す筈である。

資金融通の方法は、(一)本市が組合に貸付する資金は政府よりの借入金で總額は壹千四百七拾九萬八千圓で、其の中七拾九萬八千圓は昭和七年度に出た元利支拂資金である。利率は最初年六分五厘であつたが、昭和五年十二月一日より借入資源が復興貯蓄債券の賣上収入金に依るものは年五分六厘に、又預金部普通資金に依るものは年四分八厘に低減されたので、其の平均率は年五分二厘となり更に昭和七年十二月一日より一率に年六厘の利下あり。復興貯蓄債券賣上収入金を資源とするものは年五分、預金部普通資金を資源とするものは年四分二厘と爲つた。又本資金は二個年以内の据置を認め爾

後十五個年間に半年賦元利均等償還(元利支拂資金は五個年以内の据置爾後十五個年の半年賦元利均等償還)の方法に依り、政府に返済するものである。而して本資金を市は無鞘にて之を半年賦元利均等償還の方法を以て組合に貸付し、組合は更に組合員に對し原利率に對し一分五厘の利鞘を加へたる利率にて十個年以内の元利均等半年賦又は月賦償還の方法により貸付を爲してゐる。

次に組合の現況を示すと、昭和七年十二月末現在では次の如くである。

- (一) 組合 數 一五組合 (内四谷、麻布、牛込三區は建築資金の取扱を爲さず)
- (二) 組合員 數 八、〇一七人
- (三) 出資口 數 七四、三二四口
- (四) 出資總額 三、七一六、二〇〇圓
- (五) 借入申込件數 五、五七一一件
- (六) 借入申込金額 一五、五一二、二六三圓四二錢
- (七) 貸付済件數 五、一二二一件
- (八) 貸付済金額 一四、一〇二、二七六圓

(B) 中小商工業者産業資金の融通

大正九年財界の混亂同十二年の大震災、昭和二年四月の金融恐慌等打續く財界の打撃に因り中小商工業者の疲弊困憊は其の極に達し、殊に金融の圓滑を缺きたる點からざりし爲め營業益々不振に陥り、之が匡救を圖るは帝都産業振興上最も急務なるを認め、昭和三年十一月彙に設立した木造建築資金貸付條例を改正し、各區建築復興信用組合をして産業資金の貸付業務をも取扱はしむる事とした。其の際各區の建築復興信用組合は一齊に其の名稱を(何)區商工信用組合と改稱し更に麻布、四谷、牛込の三區に對しては、新に商工信用組合を設立せしめ、本市は是等十五區の商工信用組合が産業組合中央金庫より資金の借入を爲す場合之が元利金支拂の保證を與へ、以て中小商工業者に對する金融の途を開いてゐる。而して中小商工業者産業資金の融通見込員數は本市の借入保證に依つて融通し得べき金額は總額八百萬圓であつて、之

を以て七千人内外の營業者に融通し得る見込であるが、回收資金の再度運用に依つて尙相當員數の營業者に對して金融を爲し得る見込である。

資金融通の方法は、組合が産業組合中央金庫よりの借入金に對する本市保證最高限度は八百萬圓であつて、組合は證書又は約束手形に依り、利率年四分四厘乃至六分八厘元金均等三個年又は五個年々賦償還の方法に由り借入れ、組合は更に組合員に對し利率年六分五厘乃至九分、期限三個年以内(特別の場合は五個年)の定期、年賦、半年賦、或は月賦償還の方法に依り之が融通を行つてゐる。現在本市の借入承認済總額は六百三十六萬三千圓に及んでゐる。

次に組合の現況は昭和七年十二月末日現在では次の狀況に在る。

- (一) 借入申込件數 七、八八三件
- (二) 借入申込金額 一一、四六〇、五二八圓
- (三) 貸付済件數 七、二二四件
- (四) 貸付済金額 九、九五七、三〇八圓

(C) 臨時中小商工業資金融通損失補償制度

本市は亦中小商工業者金融逼迫の現狀に鑑み且政府より特に通牒の次第もあつたので、昭和七年十一月一日市會の議決を経て、東京市臨時中小商工業資金融通損失補償規程を設定し、本市指定金融機關として本規程に基き貸付を爲したる爲め被りたる損失は對しては、本市は一定の限度即ち貸付金に對する一割八分の損失補償を爲す事とした。

此の新制度に依る東京府下の貸付豫定總額は今後三個年間に千五百萬圓であつて、府市折半し各金七百五十萬圓宛其の運用に當つてゐる。貸付承認の金融機關並に其の貸付豫定額に附ても亦府市協定の上之が實施の衝に當る事と爲り、昭和八年二月末現在に於て本市は株式會社日本興業銀行に對し百五十萬圓、舊市域十五區商工信用組合に對し百二十六萬圓、全市四十九信用組合に對し、百九十萬五千五百圓、合計五百六十六萬五千五百圓を割當て、殘額は必要に應じ所要金融機關又は新規承認の金融機關又は工業組合、輸出組合若くは將來設立すべき商業組合等に貸出の見込を以て當分保留されてゐる。

本資金の貸出成績は、昭和八年三月末現在に於て本市の分は五百三十七件、三十六萬四千六百七十五圓余であるが、實施後日猶淺きと一人當貸付額が(一)有擔保の場合一口千五百圓以内(二)無擔保の場合一口五百圓以内と制限されてゐる關係等からして資金の消化全たしと言へない。乍併之には一面諸種の原因が随伴してゐる。要は各金融機關の努力に依つて本資金の普遍化を圖ること肝要である。

今参考の爲め之が資金融通の要項を摘記せば次の如くである。

資金融通要項

- 一、貸付機關
 - (イ) 株式會社日本興業銀行
 - (ロ) 市内の信用組合
 - (ハ) 工業組合、輸出組合、商業組合
 - (注意) 信用組合等の組合員にあらざる者と雖も、此の際組合に加入して資金の貸付を受けることが出来る。
- 二、貸付資金の資源
 - 預金部資金及び金融機關の自己資金。
- 三、借受人の資格
 - (イ) 東京市内に引續き一年以上居住し現に商工業を営み今後も營業繼續の見込ある世帯主。
 - (ロ) 東京市内に引續き一年以上商工業を営みつつある會社
- 四、貸付金額
 - (イ) 有擔保の場合 一口 壹千五百圓以内
 - (ロ) 無擔保の場合 一口 五百圓以内
- 五、資金の用途
 - (イ) 原料、材料又は商品の買入、資金の支拂に必要な資金(即ち運轉資金)
 - (ロ) 工場、機械、設備又は店舗の改善に必要な資金(即ち固定資金)
 - (ハ) 前各號の一に該當する舊債の返済に必要な資金(即ち償還資金)
- 六、期限及償還方法
 - (イ) 期限 五年以内(一年以内の据置期間を含む)
 - (ロ) 償還方法 半年賦又は月賦の割賦償還但し償還期限二年以内の場合は定期償還の方法に依ることを得る。
- 七、利率
 - 年八分以内
- 八、保證人
 - (イ) 有擔保の場合 一名以上
 - (ロ) 無擔保の場合 二名以上
- 九、取扱期間
 - 此の制度は昭和七年十月一日より向ふ三年間である。
- 十、其の他
 - 詳細の事項は、取扱金融機關に就き承合

せられたい。

十一、東京府の制度

東京府の臨時中小商工資金融通損失補償規程に依るものは、有擔保の場合は壹萬圓以内、無擔保の場合は五千圓以内の貸付を受けることが出来る。而してその取扱銀行は前掲の外株式會社日本勸業銀行、株式會社東京府農工銀行の二行があり、其の他手續は東京市の本要項と大同小異である。

十二、注意 今回此の制度が設けられた趣旨は既に述べた通り業界金融梗塞の現状に鑑み、其の圓滑なる疏通を圖り以て商工業者の自力更生を促し、本市産業の振興と市民生活の安定に資せんが爲めであつて、市が取扱金融機關に對して、其の

(D) 失業救済農山漁村臨時對策低利資金

失業救済農山漁村臨時對策低利資金は市域擴張に依り舊池上、馬込、松澤、石神井、大泉の五個町村より引繼を受けたもので、其の額十四萬二千三百七十圓である。前記町村は昭和六年東京府より一個年乃至四個年据置、五個年乃至十五個年の元利均等償還を以て借入れ、之を耕地整理組合、農會其の他の團體若は個人に貸付けたもので、其の目的は水害復舊、小用排水改良、農業共同施設、副業共同等の事業費に當てしめてゐたものである。而して利率は初め年四分二厘であつたが、昭和七年十二月一日より三分六厘となつた。

第三項 産業調査

本市産業に關する諸調査は從來商工課産業掛に於て掌理してゐたが、昨年十月産業部の成立と同時に勸業課内に調査掛を新設し専ら産業に關する基本調査を新掛に於て掌理することと爲つた。併して現に實査し若は調査に着手せんとする諸調査事項は凡そ次の如くである。

(イ) 商業調査

本調査は商工省の委嘱に依り、本市が其の實施の衝に當り、新舊市域に亘り各戸に就き實證的に調査したもので、舊市域に關する本調査の内容は本書第四章第五節物品販賣業に於て述べた通りであるが、目下同調査の完結を見、整理の完成した部分より逐次公表すべく印刷中である。

(ロ) 工業調査

商業調査の完了に引續き、更に商工省の委嘱に依り本市全般に亘る大規模な「工業調査」を實施することに決定し、目下其の準備を進めてゐる。

兩調査は我國稀に見る大規模な實證的調査で、本市は商工省の委嘱もあり、他の五大都市に率先して之が調査の實行を企圖したものである。

(ハ) 東京市に於ける中小小工業者の實情調査

本調査は昭和六年春より時々發表し來つたものを、上中下の三卷に分けて刊行し廣く關係官公邊の参考に供した。

(ニ) 滿蒙經濟調査

時局に鑑み市の對滿輸出關係業者の滿蒙進出状態を調査し、對滿蒙取引の發展を資益すべく在滿商工名鑑と併せ目下上梓の準備中である。

(ホ) 大東京輸出玩具工業調査

本市に於ける重要生産物である玩具に付き之が生産並に輸出に關し詳細な調査を行ひ、之を發表して斯業の重要性を廣く紹介した。

(ヘ) 問屋制工業調査

問屋制工業中籐、織布、染色、足袋、帽子、襦衣等十三種を擇び、其の生産工程、生産組織等に就き調査を行ひ第一輯を發行した

(ト) 貨物集散状況調査

本市に集散する貨物の數量を各方面から調査したもので、毎年之を發表してゐること周知の如くである。

(チ) 露店調査

市内の露店を詳細に調査し、之が社會的、經濟的意義を闡明にしたもので既に諸方面の参考に供した。

以上の外重要工業調査、商店街調査等が目下進められ當昭和八年度に於ては、前記の(イ)工業調査を始め、(ロ)本市商圏の擴充に關する基本調査、(ハ)都市に於ける産業繁榮施設に關する比較調査、(ニ)原料品の取得系統に關する調査、(ホ)産業上より觀たる商業其の他産業の移動性並に營業の存続性に關する調査、(ヘ)中小經營を偏壓する制度及び機構に關する調査、(ト)産業に於ける協同及び統制に關する調査、(チ)貨物集散状況調査、(リ)工場要覽、(ヌ)産業總覽及び商業調査の結果等を逐次發行し、市産業の諸事情を十分に闡明し施政上の参考に供すべき豫定を以て邁進しつつある。

第四項 度量衡器並計量取締

市の行ふ權度行政は主として市内に於ける度量衡器、計量器の營業者及び使用者の取締を行ひ、且メートル法普及並に計量思想の向上を計ることであつて、舊市域に對する度量衡器並に計量器の取締は大正十二年以來、東京府知事が行ふ第一種取締が省略せられたので、本市は使用者の實狀に適應する様、即ち甲種、乙種に分ち巡回検査の方法を施行して、良好の成績を擧げてゐる。尙新市域に對しては、豫算の關係等からして未だ舊市域同様の方法を行ふに至つてゐない。乍併漸次同一の方法に依り速かに第一種取締の省略を受ける様努力を拂ひつつある。

甲種取締

度量衡器並に計量器の甲種取締は東京府知事が行ふ第一種取締に代ふべき性質のものである。乃ち完備せる検査用具を検査車に積載して、検査員自ら使用者の現場に臨み、度量衡器及び計量器を検査し、同時に計量上及び器物使用上に関し、懇切な指導的取締を行ひ、違反を未然に防止する方法であり、其の成績は次の如き状態である。

甲種取締成績 (昭和六年十二月より同七年十一月に至る迄、本所、麹町、日本橋、麻布、小石川、深川、赤坂、神田の九區)		取締戸數		取締器物數		正器		不正器	
種別	取締戸數	取締器物數	正器	不正器	種別	取締戸數	取締器物數	正器	不正器
度量衡器	二七九、九四七	二七三、三五一	六、五九六		計量器	五一三	四七三	四〇	

計 三四、二二六 二八〇、四六〇 二七三、八二四 六、六三六

乙種取締

乙種取締は甲種取締を行はざる使用者に對し、携帯用検査用具に依り、使用器物の正否を巡回検査するもので、尙甲種取締に於ける如く計量上及び器物使用上の指導を行ひ、他に度量衡器及び計量器の製作者並に販賣者の取締を行ひ、以て正器の普及に努むるもので其の成績は次の如くである。

乙種取締成績 (昭和六年十二月より昭和七年十一月に
至る京橋、下谷、淺草、四谷の四區)

種別	取締戸數	取締器物數	正器	不正器
度量衡器	一一七、三一九	一一五、八八一	一、四三八	二
計量器	三三	三一	一、四四〇	
計	一四、〇四八	一一七、三五二		
販賣者取締成績 (昭和七年)				
種別	取締戸數	取締器物數	正器	不正器
度量衡器	二四七、八二七	二四七、五六七	二六〇	
計量器	四七四、八〇四	四七四、四一一	三九三	
計	一、七二六	七二二、六三一	七二一、九七八	六五三

商品計量取締

此の取締は、甲種及び乙種の兩取締を行ふ際に併せ施行してゐるが更に其の徹底を期するため、機宜に應じて全市一齊に計量取締を行ひ、不正計量の弊を矯正し、且計量思想の向上に努めてゐる。其の成績概要は次の如くである。

商品計量取締成績 (昭和七年)	取締戸數	取締商品數	正	不正
四、五一七	一一二、二五八	一〇、八五二	一一、一五三	

以上三種の取締に於て、法規上違反ある場合には、之を訓戒し改悛する様努めてはゐるが、其の行爲が反社會性強きもの、實害の大なるもの又は改悛の誠意なき者等に對しては已むを得ず刑事訴訟の手續を採つてゐる。然し本市積年の指導的取締は大いに其の効を奏し、此の期間に於て(昭和六年十二月より七年十一月迄)戒飭を加へたるもの二七一件に及ぶが、告發されたものは割合僅少である。

體溫計検査

體溫計は自然に示度の差狂を生ずる場合があるので、之を認識せずして使用し、保健上意外の大事を惹起することがある。一般家庭に所有する體溫計に就ても時々検査する必要があるので、本市は常に之が依頼に應じ「無料検査」を行つてゐる。

瓦斯メートル検査

瓦斯メートルは、検定後五個年の有効期間を與へて、之が検査を行はざる規定であるが、使用中差狂の疑あるものに對しては、需要者の申出に依り何時にても之が出張検査を行ひ以て市民の福利を圖つてゐる。

以上度量衡器並に計量に關する取締行政の外尙左の如きものがある。

メートル法普及宣傳

メートル法の實行普及は、度量衡行政上最も緊要事であるが、而も其の大部分の強制期が、昭和九年七月に迫つてゐる關係上、之が普及に關しては特に力を注ぎ、左の如き方法を施用して徹底を庶幾してゐる。

- (一) メートル法家庭文化展覽會の開催。
- (二) メートル法に關する諸印刷物の配布。
- (三) メートル法の普及宣傳並に活動寫眞會の開催。
- (四) メートル法實行促進の爲め市内各區實業家或は官吏等を集めて之に依る協議會の開催。
- (五) 四月十一日、七月一日等のメートル法記念日に於ける諸多の施設。

第二節 配給施設

第一項 中央卸賣市場

東京市設中央卸賣市場は、従来魚市場及び青果市場の二者であつたが、後述の如く中央卸賣市場法の公布に依り、目下建設中の中央卸賣市場の完成を俟つて、右魚市場及び青果市場を包含する「東京市中央卸賣市場」が名實共に實現する次第と爲つた。

即ち大正十二年三月中央卸賣市場法が公布せられると共に、本市も直ちに一本場、二分場より成る中央卸賣市場建設計畫を建てた。大正十二年十二月中央卸賣市場敷地の一部に移轉開設した東京市魚市場、神田、江東兩青果市場は共に將來中央卸賣市場たるべきもの前身である。

中央卸賣市場區域に就ては大正十二年十二月農商務省から指定を受けたが、更に昭和五年九月追加指定があり、一市六郡八十四個村を包攝した東京都市計畫區域の全般に亘る廣袤を有するに至つた。

築地本場の建設は帝都復興事業の一として昭和三年三月より其の工事を開始し、昭和八年八月頃完成の豫定で堂々たる雄姿を隅田川口に現出するもの近き將來であるが、昭和五年九月商工省より市場區域追加が指定されると共に、郡部分場の建設計畫を進め昭和七年二月成案を中央卸賣市場調査委員會に諮問し其の答申に依つて第二次分場建設計畫として舊荏原郡、豊多摩、北豊島、南足立、南葛飾の各方面に各一分場を設けることに爲つた。

次に其の施設概要を示せば次の如くである。

(一) 市場施設

(一) 位置	京橋區築地五丁目	延坪	坪
(二) 面積	五九、一〇二坪	三、八六三	
(三) 總建坪	一四、九一五坪	二、七三五	
(四) 總延坪	一八、〇三七坪	一、〇六六	
(五) 規模		六二	

イ、建物	構造	延坪	坪
卸賣人賣場	鐵骨鐵筋混凝土造	三、八六三	
	二階建一部三階		
魚類賣場		二、七三五	
青果賣場		一、〇六六	
鳥卵賣場		六二	

仲買人賣場	鐵骨鐵筋混凝土造	八、七〇一	坪
魚類	二階建一部平家建	二、五四二	
青果		九二五	
鳥卵		九四	
通路		五、一四〇	
附屬賣場	鐵骨造平家建	八九五	
倉庫		九五四	
事務所其他	卸賣人賣場内に合まる	一、九四七	
買荷保管所	鐵骨造平家建	一、二三九	
冷藏庫	鐵骨鐵筋混凝土造	一、六三〇	
荷揚場上屋	三階建一部四階	三〇	
バナナ醃酢	鐵骨造平家建	七〇二	
室並荷棚所	鐵筋混凝土鐵骨造	二五	
警官派出所	平家建地階附	一〇四	
其他	木造平家建	三三	
牛馬繋留所	鐵骨造平家建	一〇〇	
芋洗場		三〇	
鳥仕別場		二五一	
蛸茹場		一三〇	
地下道		七〇	
塵芥取扱所	鐵筋混凝土造平家建	一五四	
便所	同		
排水室			

廢棄物置場、地下倉庫
地下道、門、塀等

(縱橫橋) 一一九
浮棧橋

雜工事	廢棄物置場、地下倉庫 地下道、門、塀等	二〇、〇〇〇	坪
口、設備		一二六	個
構内舗装		四二、四一五	坪
鐵道側線		二八九	坪
引込側線		一四〇	坪
棧橋	(縱橫橋) 一一九 浮棧橋	四二、四一五	坪
淺濶並埋立		二八九	坪
護岸並岸壁		一四〇	坪
荷揚場			
給水、排水、電氣、衛生設備			
瓦斯工事、電話ケーブル、昇降機			
換氣裝置、排水ポンプ等			

(二) 建設資金並に豫算

イ、建設資金	一五、〇〇〇、〇〇〇圓
内譯	一、二五〇、〇〇〇圓
東京市復興事業公債	三、七五〇、〇〇〇圓
復興事業國庫補助金	一五、〇〇〇、〇〇〇圓
ロ、建設費豫算	
内譯	
用地費	八、三八九、三五二圓
建築費	三、六四八、七七五圓
設備費	二、〇八八、七八七圓
設計並監督費	八七三、〇八七圓

(三) 取扱品目並取扱見込高

取扱品目	取扱見込数量	推定金額
鮮魚	二〇七、〇〇〇	五七、〇〇〇、〇〇〇圓
鹽干魚	六六、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇圓
肉	三、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇圓
鳥	一、七〇〇	一、五〇〇、〇〇〇圓
計		一〇六、七〇〇、〇〇〇圓

第二項 魚市場

大正十二年九月一日の大震災は帝都の大半を烏有に歸せしめ、三百年來江戸の名物と謳はれて來た魚河岸(舊日本橋魚市場)も一朝にして焼野原と化して了つた。魚河岸は食料品配給の重大性に鑑み直に芝浦埋立地に約二千坪の敷地を借り受け九月中旬より天幕張の臨時魚市場を設け、尙バラツク店舗七百坪をも増築當時の業者數百名を收容し、日々二、三百噸内外の魚荷を取扱ひ入場者も亦一萬人内外に及んだ。固より諸般の設備不完全ではあり、且位置南方に偏在し交通不便で魚市場として其の機能を十分に發揮することが出来なかつた。茲に於て本市に於ては中央卸賣市場計畫中であり勞々魚市場組合よりの要望もあつた爲め、震災直後の應急施設として海軍省より海軍技術研究所用地の一部を借り受け、十一月六日警視廳より食品市場開設の許可を得てバラツク店舗の建設に着手同月三十日之が竣工を見、日本橋魚市場組合員及び附屬業者を之に收容し十二月一日開場式を舉行翌二日より營業を開始した。茲に始めて魚市場を本市の統轄下に置き東京市魚市場としての産聲を擧げた譯である。其の後中央卸賣市場築地本場建設敷地の關係上更に魚市場店舗を一時他に移轉するの已むなきに至つた爲め、暫定的店舗として中央市場敷地の一部海軍醫學校跡に新築の計畫をなし、昭和五年二月五日工事に着手し、七月十日完成、同月二十三日移轉營業を開始し以て今日に及んでゐる。

本市は京橋區築地五丁目一番地に在り、隅田川口に臨み敷地一萬二千九百余坪にして水陸の運至便の地である。中央市場開設迄の暫定的建物であるから木造平家建一部二階建として魚商店舗は奥行五間半、長さ十五間乃至十七間半を一棟としたもの三十五棟、之を圍繞して妻青物店、食堂、銀行、郵便局、運送業等の附屬建物が在り、場内一圓はコンクリート舗装を施し汚水、雨水は小溝を以て店舗際から暗渠に導き更に之より築地川東支川に排出せしめて居る。衛生施設として三十四個所に水栓を設置し、汚物掃除後は此の水栓にゴムホースを取付け場内を洗滌し得べく、有事の際は之と共に他に設備しある三個所の消火栓と相俟つて消火用に供し得る。

尙本市は大正十三年七月以來冷蔵庫を直營して魚類の冷蔵保管を取扱ひ、營業者の利便に資して居たが、中央卸賣市場本場の建物工事の進捗に伴ひ取毀しの必要に迫られ昭和六年十一月二十五日一時業務を停止するに至つたが、最近中央卸賣市場本場冷蔵庫工事の竣工と共に市設卸賣市場冷蔵庫として、昭和七年五月二十八日其の業務を開始し其の機能を發揮することに爲つた。而して之が敷地並に建物坪數は大要次の如くである。

(一)敷地 一一、九三六坪、(二)總建坪 四一〇〇坪餘、(三)總延坪 四五〇〇坪餘、(四)主要建物棟數並に其の延坪數

魚商店舗	附屬商店舗	事務所	郵便局その他	建設費豫算	建築費	地上物件移轉費	計
三五棟	二棟	三棟	一棟	一七七、五三一圓	四六、七五〇圓	四二五、五〇三圓	
二、九七四坪	一〇八坪	五七坪	一二四坪				
買荷保管所	食	銀行その他	其の他の建物	設計並監督費	設備費		
一九棟	二棟	一棟	四〇棟	一七九、三二〇圓	二一、九〇二圓		
四七六坪	一三七坪	八八坪	六四坪				

本市場開設當初は元商工課の主管に屬し、魚市場事務所を置き、専ら現場の監督に當つて居たが、大正十三年市處務規程の改正に依り魚市場は獨立して一解と爲つたが、更に大正十五年職制の改正に依り再び商工課に復した。併し乍ら昭和六年七月職制の改正に伴ひ中央卸賣市場は商工課より獨立するに至り、隨て魚市場も中央卸賣市場中の一解と爲つた。本市は市場に於て自ら營業を爲すものではなく東京魚市場組合員をして營業せしめ本市は之が管理監督の任に當つて居る。魚市場の取引時間は未明より開始せられ午後一時迄には殆ど終了するが、其の取引年額六千萬圓に上る。定休日は一ヶ月及び毎月二十二日である。現在市場内に於ける營業者は問屋、問屋兼仲買人及び仲買人の三種があり、市場に於ける取引は問屋對仲買、仲買對賣出人間に於て行はれてゐる。問屋對仲買間の取引は相對にして仲買對賣出人間の取引も亦相對賣買である。問屋は特約以外は賣却後直に荷主に送金し仲買人は現金取引或は毎月計算に依り買出人に販賣するを例

とする。市場内取引關係者を擧ぐれば左の如くである。

- (イ) 問屋 問屋の專業者は現在一八名あり、荷主より魚荷の委託を受け之を仲買に賣渡すを業とする。
- (ロ) 問屋兼仲買 問屋兼仲買は七五三名あり、同一人が問屋及び仲買行為を爲すもので、一方問屋として荷受を爲すと共に他方仲買人として一般買出人に販賣を爲し市場に於ける中樞を爲すものである。
- (ハ) 仲買 仲買も亦問屋に次ぐ主要なる販賣機關にして專業者五二三名あり、魚荷を問屋より買受け之を一般買出人に販賣するものにして直接荷主より魚荷の委託販賣を引受くることを得ない。
- (ニ) 買出人 買出人は市内及近郊にある魚商、料理店、飲食店、鮭屋、そばや、天ぷら屋、辨當屋、仕出屋、棒手等に於て一日約二萬人乃至二萬五千人内外の入場を見、遠くは八王子、横濱、千葉、浦和、前橋、高崎、水戸等より貨物自動車、オートバイ等を利用し來場する者も少くない。
- (ホ) 補助的機關 右に述べた以外に補助的機關として魚荷の運搬並に一時的保管を爲すもの、銀行、郵便局等の設備等があつて一般業者の便益に資して居る。
- (ア) 小揚及び輕子 小揚は魚荷の陸揚及び荷捌を爲し店舗迄運搬するのを云ひ、輕子は問屋及び仲買に從屬し問屋、仲買が買受人に賣渡した魚荷を買荷保管所に配達するものを云ふ。兩者共各々別に組合を組織し東京魚市場組合に附屬し市の認可を受けて營業に従事して居るが、現在小揚組合に屬するもの二三九名、輕子組合(親興組合)に屬するもの六一三名である。
- (b) 附屬運送業者 運送業者を分けて到着運送業者と發送運送業者とする。到着運送業者とは各驛より市場への魚荷の運送及び場内魚荷の荷捌に従事し現在一八名の組合員である。發送運送業者は市場より地方に向け發送せらるる魚荷の運送に當るもので現在發送運送業者二〇名、地方出荷業者一四名がある。
- (c) 買荷保管業者 買荷保管所は俗に潮待茶屋、棒手茶屋又は單に茶屋と稱し一定の料金を徴し買出人の貨物自動車、自轉車、荷車等を預ると共に、輕子が配達し來つた買出人の魚介を取纏め之を保管し、買出中の安全便宜を計る荷預所である。現在此の業者は一八八名である。
- (d) 附屬商 附屬商は場内に於て魚商の需要品たる妻物荒物、及び飲食物等を販賣する商人を云ひ、其の主要なる

を擧ぐれば妻物を始め青物、漬物、果物、乾物、鳥肉、荒物、靴、金物、天ぷら、すし、西洋料理、そば、牛乳、パン、しるこ等で營業者一九九名である。

今最近四個年に於ける魚市場の取引狀況を示せば次の如くである。

種別	昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年	
	一箇年	一日平均	一箇年	一日平均	一箇年	一日平均	一箇年	一日平均
入荷數量	二二一、六三七	六六〇	二二七、五七五	六四七	二二三、三九三	六六四	二五三、六六二	七二〇
入場人員	七、四四〇、〇五四	二一、一九七	七、九四六、七六六	二二、五七六	八、三三三、二四六	二二、八〇四	八、三三三、八五八	二二、七八九
手動車數	一八二、六五九	五二〇	一六九、六六〇	四八二	一九九、〇一〇	五六六	一九二、五一四	五四七
自動車數	三三三、七四六	九二二	三二二、七五二	八八九	三二五、七八八	九二八	三三二、五四七	九四五
自轉車數	一、五六二、六三三	四、四六〇	一、五六八、九〇七	四、四五七	一、七九九、四八二	五、二二六	一、八九九、二九二	五、三九六
船舶數	二二、二五八	六七	三、〇一六	五九	一八、八九二	五三	一九、一七二	五四

冷蔵庫は東京市中央卸賣市場本場に附隨して建設せられたもので鮮魚七八〇米噸、冷凍魚七二〇米噸、鹽干魚二五〇米噸、青果二四〇米噸、獸肉三八米噸、鳥肉及び卵六〇米噸の冷蔵保管の能力を有し、尙製氷能力は一日一〇〇英噸で製氷は日々本市場内に供給する。

建築様式 鐵骨鐵筋混凝土造三階建 延坪 一、六五二坪

冷蔵室は一階六室、二階六室、三階七室で合計五七二坪あり、製氷室の外一階には貯氷能力一、二〇〇英噸を有する貯氷庫の設けがある。

冷蔵品は専ら鮮魚、冷凍魚及び鹽干魚を一、二階に、三階には青果、獸肉及び鳥卵を冷蔵する豫定になつてゐる。

設備様式 「アムモニア」壓縮式冷却機を使用し鹹水循環法を採用し、一階凍結室及び三階試験室のみは極めて低温なるを條件とする爲め「アムモニア」直接膨脹式として居る。「アムモニア」壓縮機は冷却能力一〇〇米噸を有する横置複働型四臺を設置し、二臺宛を夫々製氷並に冷蔵に當て切換使用をなし得る様連絡をなし、又一階凍結室及び三階試験室として別に冷却能力約四〇米噸の壓縮機を設備して

みる。「アムモニア」凝氣器は堅型「シエルエンドチユーブ」一式で機關室前に於て各壓縮機に一臺宛を設備し、之が冷却水には東岸三〇〇

○噸船用棧橋下より毎分一八〇立方呎の揚水能力を有する海水唧筒二臺を以て地下埋設管に導き波揚使用し、内一臺の凝氣器及び各壓縮機箱冷却用として一晝夜に一萬石の使用に耐ゆる鑿井の設備があり、此の井戸水で冷却を終った排水は室外に埋設した溜槽に集水し雑用水として使用する。

製氷装置は「ザブマード」タイプインクーラー式で長さ約七二呎、巾約三五呎、深き四呎の製氷槽二個を有し、之に「ツェルタイプ」シンドルル」鹹水冷却器を各兩側に一個宛鹹水中に装備し、堅型「アゲター」を以て鹹水を攪拌せしめる様になつてゐる。結氷槽は三〇〇封度罐で八六八個を收容し七罐一組として「グリット」を以て結束し、罐水は水道を使用し之が攪拌は壓力毎平方吋五封度排氣量毎分四五〇立方呎の能力を有する豫備共三臺の電動機直結送風機を設備してゐる。攪拌用「ドロップチューブ」抜取用として五「キロワット」電熱器を持つ電氣汽罐二組を備へてゐる。揚水は製氷室の天井を走行する全電動操作揚水機を以て「グリット」に依つて結束された七罐を一時に揚げ之を脱氷機に運び更に「ローレーター」の設備に依り貯氷室或は外部に搬出し得る装置を完備してゐる。

第三項 神田青果市場

本市場は中央卸賣市場神田分場の建築工事成るに及び、中央市場開設に至る迄の暫定的施設として、昭和三年十二月八日を以て業務を開始したものであるが、之に收容せられた神田青物果物市場は遠く慶長年間に濫觴したものと傳へられ、市内最古の市場として既に三百二十有余年の歴史を閲してゐる。大正十二年の大震災後復興事業に伴ふ區劃整理の爲め、歴史ある神田町から撤退せざるを得ない運命に遭遇したが、時恰も之を收容すべき神田分場の主要工事が竣工したので、先に開設した江東分場の例に倣ひ、之を神田青果市場として開設して今日に及んだものである。本青果市場は近き將來中央卸賣市場の一分場となる暫定的施設であるが、其の規模の廣大なことは眞に帝都の誇りとするに足ると同時に從來の青果集散關係に徴すれば、實に一大革命を齎したものと云ひ得べく、本市に於ける青果配給整備の問題は此の市場の完備に依つて、大半解決されて行くものと云つても過言ではあるまい。

- (一) 位 置 神田區山本町外四個町及び下谷區練堀町
- (二) 敷地面積 九、三三六坪餘
- (三) 建築坪數 建坪四、〇一〇坪餘、延坪六、七〇〇坪餘

- (四) 建物構造 鐵骨鐵筋混凝土造
- (五) 主要建物 本館〔市事務所、市場關係組合事務所〕 賣場〔二階倉庫及び計算所〕 食堂、電話交換室、荷捌所其他
- (六) 主要設備 食堂、芋洗場、買荷保管所、牛馬繫留所、荷揚場、冷蔵庫、棧橋、構内舗裝、給排水、照明、電話、電鈴、電氣荷揚機、電氣時計
- (七) 建設費 四、八七六、〇九六圓

用地費	二、八九六、六九九圓
建築費	一、四七三、六六三圓
設備費	四五六、六六四圓
設計並監督費	四九、〇七〇圓

市場内に市の事務所があり、東京市卸賣市場使用條例並に市設卸賣市場業務規程に基き市場の經營管理を行ふと同時に問屋より賣上報告を徴し、又市場商況を調査して「東京市卸賣市場日報」を發行し、各關係方面に配布する外、年報を刊行する等努めて中央卸賣市場の前提たる精神に副はしめてゐる。

本市場の營業者は、問屋二百十八名、仲買百九十六名あり、其の取扱品目は、蔬菜、果實を主とし、外に附屬商（漬物、醬、鶏卵、青果容器類、雜穀、乾物、蒟蒻、海産物、荒物、雜貨、食堂、運送業）六十四名を收容してゐる。取引は何れも各自單獨の計算にて、問屋は荷主より販賣の委託を受けた物品若しくは自己の買付けた物品を仲買又は小賣商に賣却し、仲買は問屋より買受けた物品を小賣商に賣却するものである。而して此の取引は現金取引を原則として居るが、尙掛賣の舊慣を脱せぬものも少くないので之を矯正する爲め、取引に際し、問屋は物品の引渡後遅滞なく代金の支拂を爲すものに對しては、奨勵金として賣上高の百分の二に相當する金額を金券を以て支拂ひ、小賣商は各自の組合に之を積立てて將來現金取引の準備を爲す制度を設け、昭和四年九月より實施して居るが其の成績は良好である。尙最近三箇年間の取引狀況を示せば次の如くである。

種別	昭和四年	昭和五年	昭和六年	(昭和六年平均)
取引高	一六、三七四、一〇三	一六、四一三、五六七	一七、四五二、二四八	四九、七二二
取引人員	一三一、六六三	一五八、七三三	一六八、六四七	四八〇
入場人員	二、〇三五、〇〇〇	二、一三〇、〇五一	一九一七、一〇七	五、四六三
自動車數	一九、六二〇	一八、九三二	一八、八五一	三三九
手車數	二六二、七八〇	二五六、六七一	二二一、五三五	六三一
牛馬車數	九二、六九〇	八四、八五五	九九、四七一	二八三
自轉車數	一七、七〇〇	一〇六、五六二	一二四、一四九	三五四
同リヤカー數	一三三、七四〇	一三三、一三二	一三七、〇四二	三九一

昭和六年中の品種別賣上數量及び金額は次の如くである。

- (一) 蔬 菜 一〇一、六三五噸 六、八七一、六二二圓
- (二) 果 實 六三、七〇四噸 一〇、〇九六、一六九圓
- (三) 加工品其他 三、三〇七噸 四八四、四五七圓

次に冷蔵庫の設備を概述すれば次の如くである。

- 位 置 神田區花園町神田青果市場構内
- 建築坪數 建坪一九九坪餘 延坪三六五坪餘
- 建築費 二〇三、九一四圓
- 内 容 建築費 一二三、三二一圓
- 設備費 七八、一九五圓
- 整理及び構内舗装費 二、三九八圓
- 昭和五年四月二十六日起工、昭和六年九月十九日竣功

次に市場總建物の構造及び設備を示せば次の如くである。
 建物は近代式鐵筋混凝土造にして、冷蔵室竝縁には外壁に六吋壓搾「コルク」板及び内壁に四吋壓搾「コルク」板を使用し、左の各室に分れてゐる。

冷蔵室	一〇室 (一階二、二階三、三階五)	一七三、五五 ^坪
準備室	三室 (一、二、三階各一)	二〇、九九
製氷室	二階	三七、一一
貯氷室	一階	一七、四七
機關室	一階	二六、八八
鹽水冷却室	一階	四、六〇
荷捌所其他	各階	四三、一九
事務所其他	一階	一八、一五
ベントハウス	屋上階	一一、一八
大 庇	一階	一一、三四

設備は冷蔵、製氷兩装置竝に之に附隨する「エレベーター」、「ローアレンター」、鑿泉唧筒、電氣抵抗式溫度計等があり、給排水、照明等も整備し、總使用電動機二四一馬力、豫備として一六馬力を備へ、「アンモニア」瓦斯冷却用水は鑿泉唧筒に依り一晝夜八、〇〇〇石の揚水あり、之に支障ある時は、水道を使用し得る設備になつてゐる。

冷蔵室内溫度は、電氣抵抗式溫度計に依つて隨時測定せられ、又冷蔵、製氷兩壓縮機は能力相等しく共通に使用し得る様に爲つてゐる。尙冷蔵竝に製氷装置概要を示せば次の如くである。

本冷蔵庫の冷蔵装置は冷却能力約三十六噸を有する「アンモニア」壓縮機を使用して鹹水を冷却し、之を各冷蔵室、貯氷室等に循環せしめ、尙「エロフィンクーラー」に依つて冷風を作り、之を各冷蔵室に循環せしめ、各室内溫度を適當に保持せしめると共に冷氣の循環及び換氣を良好ならしめ、且つ濕度をも調整して食品の冷蔵保管に就て萬全を期してゐる。冷蔵寄託品は鶏卵、果實、蔬菜等にして、満庫の場合、箱詰鶏卵(二箱の重量約五〇封度)二二、四〇〇箱、重量五〇〇英噸を收容し得る。

製氷装置は冷却能力約三十六噸を有する「アンモニア」壓縮機を使用し、「ハリングボーン」型冷却管に依り一晝夜に約十四英噸の氷を製造することが出来る。

尙約百二十英噸の貯氷能力を有し之を所定温度に保持してゐる約三十一立方坪の貯氷室がある。

第四項 江東青果市場

本市場は大正十二年九月の大震災後の應急施設として、本所區横網町陸軍被服廠跡に木造バラックを建築し、日本橋區濱町、本所區一ツ目、四ツ目、竹町、瓦町の各青物市場を統一收容し、江東青物市場として開設したもので、本市に依つて開設された最初の青物市場である。越へて昭和二年十一月、本所區横網町八元市電車庫跡五千三百余坪の地に、中央卸賣市場江東分場用の主要建築物成るに及び、中央市場完成迄の暫定的施設として従來の江東青物市場を移すことになり、昭和二年十一月十五、六日の兩日に亘り華々しく竣功竝に開場式を舉行、翌十七日より業務を開始したものであるが、現在神田青果市場に次ぐ大市場として、京橋大根河岸市場と鼎立し、市の東南部に於ける青果取引の重要部を形成してゐる。今其の施設概要を示せば次の如くである。

- (一) 位 置 本所區横網町八の八
 - (二) 敷地面積 五、四〇〇坪弱
 - (三) 建築坪數 建坪 一、一五〇坪、延坪 一、八〇〇坪餘
 - (四) 建物構造 鐵骨 鐵筋混凝土造
 - (五) 主要建物 本館〔市事務所、市場關係事務所、食堂〕 賣場〔二階倉庫及び計算所〕電話交換室、附屬商賣場
 - (六) 主要設備 芋洗場、買荷保管所、牛馬繫留所、荷揚場、冷藏庫
- 鐵道引込線、棧橋、構内舗裝、給排水、照明、電話、電鈴、電氣荷揚機、電氣時計
- 建設費 一、五二三、九〇四圓
- 内 譯 用地費 七八四、〇八八圓
- 建築費 四七一、一三〇圓
- 設備費 二五三、一九〇圓

設計竝に監督費 一五、四九六圓

本市場の營業者は現在問屋六十九名、仲買四十六名で其の取扱品目は蔬菜果實を主とし、外に附屬商二十二名(鶏卵、蒟蒻、乾物、青果容器等の販賣)茶屋二十名、車番二名等を收容してゐる。取引方法等は神田市場と同様である。尙本場に於ける昭和三年以降の取引状況を示せば次の通りである。

種 別	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和六年(一日平均)
取引高	六、一八五、二八〇圓	六、七五〇、八四七圓	四、七〇七、九五〇圓	五、三六四、五一五圓	一五、二八三圓
取引人員	七六、五五一	七八、三六五	九〇、九四七	一〇一、二二〇	二八八
取場人員	一、五九三、五一八	一、四五四、二五七	一、〇三三、九〇七	一、〇一七、三六七	二、八九九
自動車數	六〇、四八一	七七、四四五	一五、九八一	一四、九九九	四〇
手車數	三四七、三一	三二四、六〇一	三三一、八二五	三三一、三四八	九四
牛馬車數	六四、四三〇	四五、二二〇	三四、五四七	二八、六三三	八二
自轉車數	七七、三六七	八七、〇七六	四八、七一三	四八、四九三	一三八
リヤカー數	六五、七五二	七五、四〇一	五一、七〇九	六〇、六二三	一七二
同 船數	二、一三二	一、一九七	九〇	五一八	一、一七二
同 貨車數	—	—	一六一	四三三	一、五三五

尙昭和六年中の品種別賣上數量及び金額を示せば次の如くである。

- (一) 蔬 菜 八五、七四二噸 三、七七八、七三九圓
 - (二) 果 實 一二、四二八噸 一、三九〇、七四六圓
 - (三) 加工品其他 三、〇五〇噸 一九五、〇三〇圓
- 次に冷蔵庫の施設概要を示せば次の如くである。
- (一) 位 置 本所區横網八ノ八 江東青果市場内

- (二) 建築坪數 九五坪八一
- (三) 建築費 六七、七一三圓一六錢
- (四) 設備費 三、七〇五圓
- (五) 照明並電気工事費 一、九〇〇圓
- (六) 排水並給水設備費 一、八〇五圓
- (七) 建物構造及び其の他の設備

- 冷蔵室 三室 (二階建四五坪四四)
- 準備室 二室 (二階建四坪八三)
- 貯氷室 (一階建五坪五一)
- 鹹水冷却器室 (一階建三坪一一)
- 荷捌所其他 (二階建一二坪九一)
- 事務室 (一階建五坪六六)
- 機關室 (一階建九坪一二)
- ペントハウス (四坪五一)
- 大庇 (四坪七二)
- ボンブ室 (一坪三)

右は何れも近代式鐵筋混凝土造にして、尙此の外荷物昇降機一臺を設備す。

冷蔵装置の概要は「アンモニア」壓縮冷却機を使用し、鹽水循環により一日(二十四時間)連續運轉を爲し、常に華氏三十度の溫度を保持し、冷却機能力は十米噸以上を有する。而して鶏卵、果實、蔬菜等の保管寄託を受け之を貯藏し、満庫の場合箱詰鶏卵六、七二〇箱、重量一五〇英噸を收容し得る。貯氷庫の貯氷能力は約三〇英噸にして、之を所定溫度に保持す。冷蔵室三室には一日三回送風機を以て各準備室より送氣をなし、換氣を行ふ様に爲つてゐる。

第五項 日用品小賣市場

市場開設の動機と建設の狀況

大正八年夏期米價日々に騰貴し、一般市民は生活上の脅威を感じ民心不安に陥つたので、本市は東京府當局と協力して長き邊より御下賜の御内帑金及び一般市費、有志の寄附金等に依り白米の廉賣を行つた。是れ今日の市設日用品小賣市場の濫觴である。

當時市内の有力者に依て組織せられた東京臨時救濟會は其の募集した救濟資金の中より本市に指定寄附を爲し來つたので、之を以て大正八年始めて牛ヶ淵、眞砂町、三味線堀の三個所に日用品小賣市場を開設したのを始とし、翌九年一月迄に合計十三個所の開設を見た。當初は全く社會政策上の一時的施設であつたが、市民の要望に鑑み大正十年商工課の新設と共に従來社會局の主管であつた市場を移管し之を經濟施設に改め、専ら日用品生活必需品の公正なる價格を決定し一般に周知せしめ、市價を牽制しつつ一般小賣商の模範として、市民の消費經濟に資益するを以て其の使命とするに至つた。然るに大正十二年の大震災に因り四個市場を焼失し且市中一般に物資缺乏し物價は著しく亂調を呈し、爲めに市民は一時日用品購買難に伴ふ生活の不安を感じるに至つたので、本市は應急施設として各所に合計三十一個所の臨時市場を増設し、日用品の配給に努めたが尙市民の需要を満すに足らなかつたので移動市場、巡回市場を開き、震災後の物資配給に多大の努力を拂つた。然るに右は何れも一時的の應急施設であつたので、漸次之を整理し一方市内樞要の地に永久的建築の市場を設置し市場目的の達成に努めつつある。

市場の現状

(イ) 市場の位置 現在の市設小賣市場は合計十一個所で、大體に於て舊市内樞要の地に分布されてゐる。今各市場の狀況を示せば次表の如くである。

市設日用品小賣市場

(昭和七年十一月末日現在)

市場名	所在地	敷地坪數	建坪	構造	建設費	店舗數	建設年月日
眞砂町	本郷區眞砂町三六番地二號	三六・六〇	二〇〇・八〇	鐵骨木造スレート葺一部二階建	六、三五・〇〇	二六	大正十五年九月三十日
三味線堀	淺草區小島町一號地ノ一	一四・八〇	延三三・四〇	鐵筋コンクリート一部二階建	二七、七四・〇〇	一七	同 十五年九月十六日

霞町	麻布區霞町一四番地	一六、九五〇	一七、四八九	木造平家生子板及びスレート葺	二、五九〇〇	三〇	同	八年十二月十九日
赤羽橋	芝區赤羽町一番地	一四、八二〇	一三、一九〇	木造平家スレート葺	二、三九〇〇	二四	同	九年一月二十六日
市ヶ谷	麴町區土手三番町二番地	一七〇、五七〇	一七〇、一一〇	木造平家スレート葺	三、一八九〇〇	三〇	同	九年一月二十六日
見附	小石川區駕籠町二九番地	一六、四三〇	延 一八、五〇〇	木造平家一部二階生	三、八二〇〇	一六	同	十三年十二月十二日
駕籠町	本所區業平橋一ノ四	二四、〇〇〇	一五、三三五	木造平家建リブレ	三、三三〇〇	一八	同	十四年九月二十八日
業平町	淺草區田町一丁目四番地	二〇、八三〇	延 一五、三三七	木造平家一部二階建	二、四八〇〇〇	三〇	同	十四年九月二十一日
富士	下谷區入谷町二四〇番地ノ一	三六、四三〇	延 三三、一一〇	木造平家鐵筋混泥土	三、三九〇〇	三三	同	昭和五年十二月十五日
入谷町	牛込區神樂坂河岸	二〇、五〇〇	延 三三、二五五	造地階付一部二階建	六、三五〇〇	三三	同	七年六月十六日
飯田橋	本所區綠町三丁目四番地	△四平方米	延 六五、二五〇	木造平家一部二階建	二、八二七、〇〇〇	二四	同	七年十一月五日

(ロ)、販賣品目 日用品必需品の殆んど全部を網羅してゐる。其の主要なもの、白米、雜穀、乾物、砂糖、菓子、茶、陶器、和洋酒、味噌、醤油、蔬菜、果實、鮮魚、鹽干魚、牛豚鳥肉、漬物、佃煮、薪炭、洋品雜貨、文房具、傘、履物、荒物金物等である。

(ハ)、市場の監督取締 産業部市場課に小賣市場掛を置き、掛長以下二十名の職員を以て市場の經營監督に當らしめてゐる。即ち市場に市場監督、販賣品各業種に業種監督を置き市設小賣市場使用條例其の他の規則に基き萬般の取締監督に任じてゐる。

(ニ)、販賣價格及び品質 販賣價格に就ては、前述した業種監督が不斷卸相場及び市内小賣物價を調査し、之を參酌して販賣價格を決定の上各市場商人に速報し、指定の方法で販賣せしめてゐる。業種監督は亦常時各市場を巡回して、價格及び品質量目等の監督取締に従事してゐる。

(ホ)、販賣方法 價格は總て販賣品目毎に明示せしめ、量目は特に正確を期してゐる。販賣品は店渡を原則としてゐるが、白米、薪炭其の他大量のものは無料配達を爲してゐる。勘定は總て現金とし掛賣や御用聞等の弊風を一掃してゐる。

(ヘ)利用状態は凡そ次の如き狀況に在る。

- 一 個年賣上高 一、七六七、三七六圓
- 一 日平均賣上高 五、三七八圓
- 一 市場一日平均賣上高 五〇四圓
- 一 店舗一日平均賣上高 二八圓
- 市場入場者一市場一日平均 二、六六八人(昭和七年調査)
- 使用料年額 六七、九七二圓(昭和七年度)

市場新設

現在本市設小賣市場は十一市場で、市内全般に亘つて僅少に過ぎ、使命遂行に不便を感じてゐるばかりでなく、道路上或は假建物の爲め腐朽し廢止又は改築の必要に迫られてゐるもの數個所を算したので、之が補充の爲め五市場の新設を行ふべく去る昭和五年中逕信省より簡易保險積立金三十五萬圓の融通を受け、既に入谷町(新設)、飯田橋、綠町(改設)の三市場は竣功開場し、目下赤羽橋外一個所の改設計畫進行中である。

調査

(イ) 物價の公表

(1) 青果、鮮魚の價格日報 青果、鮮魚は主要食料品で而も日々其の相場が變動するものであるから、毎朝其の價格日報を作成して主要な新聞へ配布發表してゐる。

(2) 市設小賣市場主要販賣品價格表 毎月十五日現在の市設小賣市場主要販賣品約六十種の價格表を印刷し關係方面へ配布してゐる。

(3) 東京市主要日用品小賣價格調査表 毎月十五日現在に於て主要日用品三十種を選定し、各區別に其の小賣價格の調査を行ひ、市設小賣市場の販賣價格と比較對照して一表となし關係方面へ配布してゐる。

(ロ) 試買

概ね毎月一回位宛全市に亘つて一齊に日用品の試買を行ひ、斯界權威者の立會を求め、品質、價格、量目その他に付て審査を爲し、或は市設市場の販賣品と比較對照して其の成績を公表してゐる。是により市設市場販賣品の監督並に改善が促進されるは勿論、審査結果を新聞雜誌に公表することに依つて、廣く市中小賣商に對する間接的監督の効果を擧げ、隨て消費者を利すること多大である。

(ハ) 基礎米の試搗

市設小賣市場の主要販賣品であり、市民主食の大宗である白米の品質改善に資せんが爲め、毎年二回各地産米の試搗を行ひ、其の搗減り量並に品質等に就き審査を行ひ、其の結果に基いて市場販賣白米の品質を一定し公正なる價格を算定してゐる。

(ニ) 旬報マーケットの印刷配布

市場商人の指導並に監督に資し、併せて役所と商人との連絡を一層圓滑ならしむる目的を以て毎月三回(一日)機關紙「旬報マーケット」を印刷し(當分の間騰寫版)部内關係者、商人等に配布してゐる。記事は役所の公示事項、市場及び經營に關する參考事項、商人の投稿等を主としてゐるので、商人は喜んで愛讀し、市場商人教育といふ間接的利益をも擧げてゐる。

(ホ) 編纂

當掛で編纂發行した重なるものは次の如くである。

- (1) 「小賣市場要覽」 市設小賣市場の沿革、管理、營業、利用狀態等を調査輯録す。
- (2) 「日用品の見分け方」 消費經濟上の參考資料として白米外八十種の日用必需品を選び、其の品質、産地の概要、品質鑑別法を簡單に記述す。
- (3) 「東京に於ける木炭の需給概要」 木炭供給者の便益に供し、且一般家庭に於ける消費經濟上の參考として、東京で消費せらるる木炭の品種、産地、取引事情等調査印刷せるものである。
- (4) 「日用品の見分け方」 前記「日用品の見分け方」を訂正して一品種毎に「リーフレット」型に記述せるもの。是れ要するに現在の市設小賣市場は僅に十一市場に過ぎず、之を大阪市其の他の都市に比較するも、甚だ其の数が少く

ない。最少限度の計畫としても一區一市場、即ち三十五個所の完備した小賣市場を設置せねば、公正なる價格を公示して一般市價を牽しつ併せて一般市民の消費經濟に對する機能を發揮することは困難である。況んや客歲大東京成り新市場に於ける物價の亂調甚だしきを見るに於てをやである。從て當部に於ては此の市場網の完成を是非近き將來に於て實施す可く目下調査研究中である。即ち人口、世帯數、小賣商人數等各方面より調査して、最も合理的な配給機關としての市場網を形成せしめんことを期してゐる。參考の爲め六大都市に於ける一市場當り人口、世帯數を擧ぐれば次の如くである。

種別	人口	世帯數(概數)	小賣市場數	一市場當人口數	一市場當世帯數
東京市	四,九七〇,八三九	一,〇四四,八八二	一一	四五一,八九四	九四,九八九
大阪市	二,四五三,五七三	五四一,〇三三	五	四五〇,三六	一〇〇,一九
京都市	九五二,四〇四	二二一,六四五	一一	七九,三六七	一七,六三九
名古屋市	九〇七,四〇四	一九〇,三七九	一四	六四,八一四	一三,五九八
神戸市	七八七,六一六	一七八,三二七	一四	五六,二五八	一二,七三七
横浜市	六二〇,三〇六	一三五,九二九	六	一〇三,三八四	二二,六五四

備考 市場數は昭和七年末現在
人口、世帯數は何れも昭和五年(國調)現在に由る、東京市は昭和七年、京都市は昭和六年市域編入に係る市町村人口を加算せり

第六項 家畜市場並屠殺設計畫

本市は曩に建設費二百三十八萬圓を以て芝浦埋立地内に家畜市場並に屠場の建設を計畫中である。其の概要は次の如くである。

建設計畫の梗概

家畜市場は本市の直營として其の業務を行ひ、屠場は現在の屠場會社を統一し建物及び設備を之に貸與し本市監督の下に之を經營せしめんとするものである。

(1) 位置

市有地たる芝浦第三號埋立地の一部(品川驛の東方)を使用す。

(2) 用地面積

所要坪左の如し

- イ、家畜市場敷地坪數 約八、一〇〇坪
- ロ、屠場敷地坪數 約四、三〇〇坪
- ハ、豫備畜舎敷地坪數 約二、七〇〇坪
- ニ、鐵道引込線敷地坪數 約一、〇〇〇坪
- 計 一六、一〇〇坪

(3) 建物構造坪數及び事業能力

建物は公舎(木造)を除くの外、鐵骨及び鐵筋混凝土造にして凡そ左の豫定である。

總建坪 四、四四三坪

(イ) 家畜市場建物

總坪數 二、六四四坪

家畜の收容能力 牛馬 五〇〇頭

犢豚 二、五〇〇頭

(ロ) 屠場建物

總坪數 一、一九〇坪

一日の屠殺能力 牛馬 三〇〇頭

犢豚 二、五〇〇頭

(ハ) 冷蔵庫

總坪數 四三七坪

收容力

牛馬 三〇〇頭

犢豚 一、〇〇〇頭

(ニ) 公舎

總坪數 一七三坪

吏員住宅 二戸

傭員住宅 八戸

尙屠場建設計畫に附帶して、市設ミルクプラントの建設計畫をも進めつつある。

第三節 市設葛西獵區

從來都下狩獵家に喜ばれて來た舊南葛飾郡葛西村獵區は、昭和七年十月一日隣接町村合併に依り江戸川區の一部として本市に編入されたので、本市は之が獵區を承繼し管理は本市産業部で取扱ひ、其の名稱も「東京市葛西獵區」と改稱した。本獵區の事務所を東京市江戸川區役所葛西派出所に置き、其の區域は江戸川區舊葛西村一圓の地と之に添うた百八十一米八十一以内の海面に及び、總面積七百八十二萬八千六百七十四平方米、即ち約百町歩である。因に本獵區は千葉懸浦安の宮内省御獵場に接近せる爲め毎獵期には鴨、鳴、鶉、秧鷄、千鳥、五位鷺、雀等の鳥類が非常に多く集まるので有名である。

今最近の捕獲鳥類其の他を示せば次の如くである。

東京市葛西獵區成績表 (自昭和七年四月十六日 至昭和八年四月十五日)

合計	狩獵		種別	捕獲
	種乙	種甲		
五六	二八	二八	開獵日數	鳥類
五六	二八	二八	開獵回数	
一〇九	一〇五	四	申請込者數	
一〇九	一〇五	四	入獵者數	
一	一	一	が	獲鳥類
一二一	一八一	三〇	か	
一	一	一	き	
一	一	一	りどまや	
三四七	三四一	六	し	
一	一	一	らづう	
四七〇	四六六	四	ば	
一八一	一八一	一	は	
一五五	一五五	五三	其他	
三、〇〇五	二、九三三	九三	計	

備考 甲種とは、張網を以て狩獵せるもの。
乙種とは、銃器を以て狩獵せるもの。

昭和七年三月二十七日印刷
昭和七年三月三十一日發行
【非賣品】

東京市産業部勸業課

印刷者 埼玉縣浦和町二〇六 山本堅太郎
印刷所 埼玉縣浦和町二〇六 山本印刷所
電話浦和二六番

14 24
743

終